

令和5年度

新婚生活を応援します！

(潟上市結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

事業概要



どのような世帯が対象なの？

次の①～⑨の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦の所得を合わせて500万円未満 ※
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ④ ご夫婦ともに潟上市内に住民登録をしていること
- ⑤ ご夫婦ともに市税及び上下水道料金に滞納がないこと
- ⑥ 2年以上継続して市内に居住する意思があること
- ⑦ 生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑧ ご夫婦ともに又は一方が、過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと
- ⑨ ご夫婦ともに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

※ 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

どのような費用が対象なの？



新居の住宅費

- ① 新居の購入費
- ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ③ 住宅のリフォーム費用

新居への引越費用

- ④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用



いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は、上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり**上限60万円**、**それ以外の世帯**は**上限30万円**です。

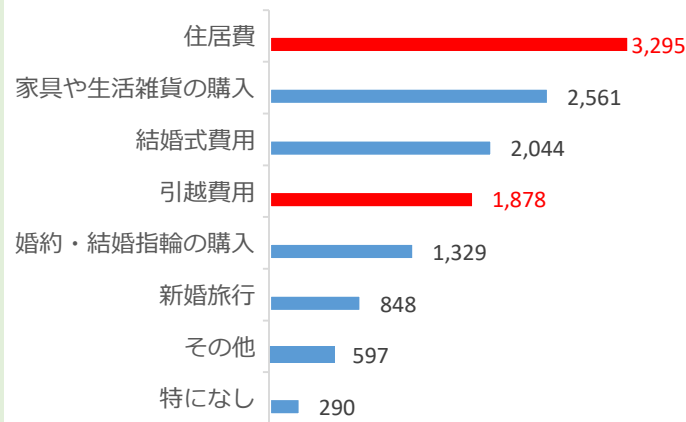
本事業をご利用された方の声

令和3年度結婚新生活支援事業実施自治体において、結婚新生活支援事業の申請のあった世帯を対象としたアンケートの結果（令和4年9月公表）から、結婚に伴う経済的不安として「住居費」が最も多い回答数でした。この事業を利用された方の多くは、経済的不安の軽減に役立ったと回答しています。

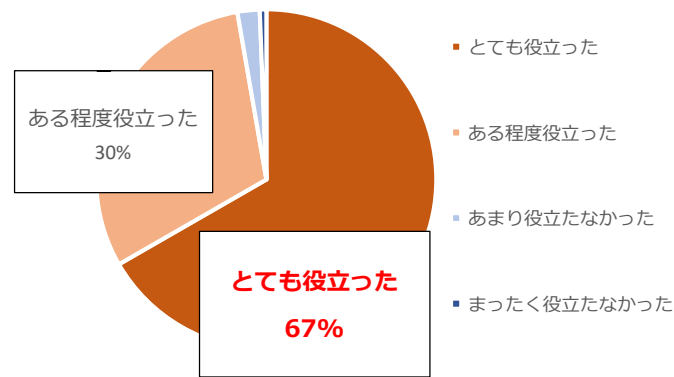


結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果（令和4年9月）

① 結婚に伴う経済的不安は何を思い浮かべるか



② 経済的不安の軽減に役立ったと思うか



【自由記載欄より】

夫が働き始めたばかりで収入面で不安がありましたが、この支援事業のおかげで安心して結婚に踏み切れました。



コロナ禍で不安の中、この事業の支援によって無事結婚できました。

申請方法について

- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問い合わせください。
- 制度の概要については、潟上市ホームページ「潟上市結婚新生活支援事業補助金のご案内」をご覧ください。

【お問合せ先】

総務部 企画政策課 企画政策班

電話：018-853-5302 FAX：018-853-5211